

生活上の困難に直面する男女、高齢者、障害者、外国人等のための政策の導入について

* 女子差別撤廃委員会の最終見解（平成21年8月）

- ・マイノリティ・社会的弱者グループの女性に関する情報や統計データが不十分であることを指摘（パラ51, 53）
- ・マイノリティ女性に対する差別撤廃のための有効な措置、社会的弱者グループの女性に特有のニーズに対応する政策の導入等を要請（パラ52, 54）

点
検
の
上
で
策
定

○ 「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する監視・影響調査報告書」 （平成21年11月・男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会）

近年の経済社会の新たな潮流のなかで、様々な層に生活困難が広がっている実態や背景、施策の状況を、男女別に調査し、今後の課題と取組をとりまとめたもの。

今後必要な取組として、①生活困難のより具体的な把握、②施策への男女別視点の導入、③非正規雇用の増加や家族・地域の変容に対応したセーフティネットの再構築、④困難な状況に置かれた人々のもてる力を引き出し自立につなげるエンパワメントのための施策、⑤生活困難の世代間連鎖を断ち切る取組、⑥生活困難を抱える人々への支援を行う多様な主体の連携等を指摘。

→ 「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」（平成21年11月・男女共同参画会議意見決定）

反
映

○ 第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月）の重点分野として、施策の基本的方向、具体的施策を記述。各分野において政府全体で達成を目指す水準を「成果目標」として設定。

- 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
【新設】第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
【新設】第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策
の推進
（担当府省）

成果目標の進捗を随時チェック
 毎年度の取組状況を閣議決定の上
 国会に報告（男女共同参画白書）